

## 告 示

### 埼玉県告示第四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第六号の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社アクティヴワン
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
東京都板橋区中丸町九番一号
- 三 事業所の名称  
デイサービスらく楽桶川
- 四 事業所の所在地  
埼玉県桶川市泉二丁目十五番二十三号
- 五 介護保険事業所番号  
一七五二〇〇七四八
- 六 サービスの種類  
通所介護
- 七 効力の停止の内容  
新規利用者の受入れの停止
- 八 効力の停止期間  
平成二十八年二月一日から平成二十八年四月三十日まで